



# innoventier 弁護士法人 Power for the Business 企業法務相談室

第16回 弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 **飯島 歩**

京都大学法学部卒業後司法修習を経て1994年より弁護士。その後米国デューク大学ロースクールに留学、法学修士(LL.M.)を取得するとともに、ワシントンD.C.の米国大手法律事務所勤務。2002年から特許庁初の法制専門官として特許法改正作業に従事し、2003年より弁護士業務に復帰、2016年4月弁護士法人イノベンティア設立(現職)。企業法務に特化し、多数の企業に法律・経営にわたるアドバイスをする。

## 取締役の利益相反取引

### 一. はじめに

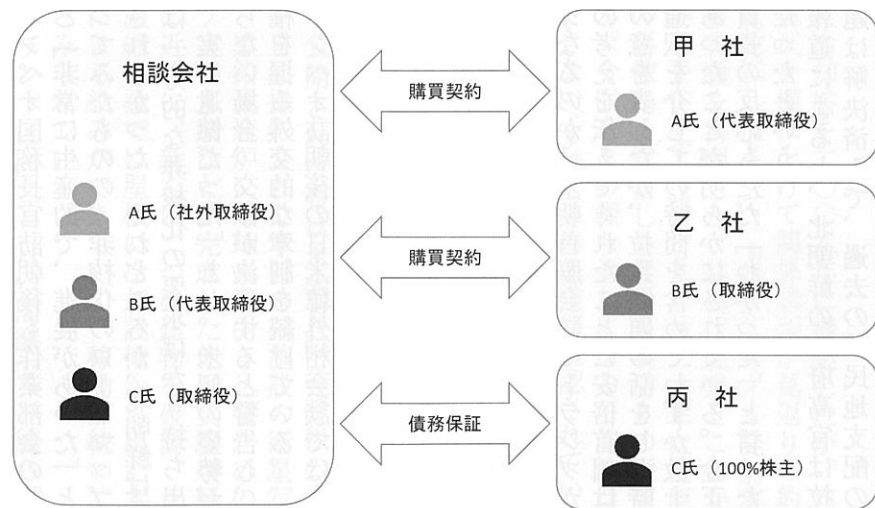
取締役が会社と競業や利益相反取引を行うときは、これらの取引につき重要な事実を開示した上で、株主総会(取締役会設置会社の場合には取締役会)の承認を得ることが必要です(会社法三五六条)。ご質問の状況であれば、御社にて取締役会の承認が必要か否かは、行おうとしている取引が利益相反取引に該当するか否かにかかります。

### 二. 取締役の利益相反取引の類型

利益相反取引の内容として、会社法は、直接取引と間接取引の二つの類型を規定しています。

#### ① 直接取引

直接取引とは、取締役が自己又は第三者のために会社と取引することをいいます(会社法三五六条一項二号)。例えば、会社が取締役から商品を購入する場合や、取締役に金銭を貸し付ける場合がこれに該当します。もっとも、取締役と会社が取引をする場合であっても、会社の店舗で取締役が



このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、松下外氏、村上友紀氏、満上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏が交代で執筆します。

### 今回の相談

弊社は取締役会設置会社です。このたび、弊社では、弊社の社外取締役の一人であるA氏が代表取締役を務める甲社から継続的に資材を調達する購買契約を締結することになりました。この場合、取締役会の承認を得る必要はあるのでしょうか。また、弊社の代表取締役B氏が代表権のない取締役を務める乙社と同様の取引する場合や、弊社の取締役C氏が全株式を保有する丙社の債務を保証する場合はどうでしょうか。

からです。

#### ② 間接取引

間接取引とは、会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において会社と当該取締役との利益が相反する取引をすることをいいます(会社法三五六条一項三号)。会社が取締役の債務を保証する場合、保証契約の当事者は債権者と会社となり、取締役が会社と取引するわけではありません。しかし、保証契約によって利益を受けるのは取締役であり、保証債務が現実化した場合には会社が損失を受けるため、会社法が規制しているのです。

### 三. 兼任取締役の利益相反取引

以上をもとにご質問を検討すると、まず、A氏の事例の場合、御社が取引しようとしているのは甲社ですので、一見すると、会社間の取引であって、取締役と会社の取引ではなさそうです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己のために取引をする場合だけでなく、第三者のために取引をする場合も含まれるところ、甲社の取引は代表権を持つA氏によって行われるため、A氏が、甲社の代表取締役として、甲社という第三者のために、御社と取引をする場合に該当します。そのため、この場合、甲社との購買契約は、「取締役が第三者のために会社と取引」するものとして利益相反取引に該当するため、取締役会の承認が必要になります。では、御社の代表取締役B氏の事例はどうでしょうか。この場合、取引相手となる乙社

### 四. 取締役が全株式を保有する会社の債務保証

次に、C氏の事例について検討しましょう。上述の間接取引の定義から、会社がC氏個人の債務保証をするのであれば典型的な間接取引にあたりませんが、単に御社の取締役が債務保証を受ける会社の株主であるというだけでは間接取引になりません。

しかし、C氏のように、丙社の全株式を保有しているような場合には、C氏と丙社の利害は実質的に一体のものといえます。このような場合には、御社と取締役との利益が相反する取引に該当するものと考えられ、現にそのように認定した裁判例が存在します。したがって、丙社の債務を保証するにあたっては、御社の取締役会で承認を受ける必要があります。

### 五. 承認の手続と報告

取締役会で利益相反取引の承認決議をするに際し、A氏、B氏(乙社の代表取締役でもある場合)、C氏は、それぞれ「特別利害関係」があることになるため、決議に参加することができません(会社法三六九条二項)。また、取締役が利益相反取引を行った後は、その取引について、重要な事実を取締役に報告しなければなりません(会社法三五五条二項)。御社において、お尋ねの取引を進める場合には、これらの手続にも留意が必要です。なお、継続的な取引をする場合には、ある程度の期間の一連の取引について、包括的に承認することも認められます。

### 六. 承認がない取引の効力

利益相反取引について、所定の承認を得ていない場合、取引は原則として無効になります。もっとも、取引の相手方からすると、会社内部で承認手続を行っているかどうかは分かりません。そのため、判例上、取引の相手方が承認がないことを知っていた場合に限り、無効とするの取扱いがなされています。承認を受けずに取引をした取締役は、任務懈怠に基づく損害賠償責任を負い(会社法四二三条一項)、また、承認を得ていたとしても、利益相反取引によって会社が損害を受けたときは、任務懈怠があったものと推定されます(会社法四二三条三項)。